二　当該家屋が、生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）に規定する先端設備等（その取得価額（前項の規定の例により計算した取得価額をいう。）の合計額が三百万円以上のものに限る。）を稼働させるために取得されたものであること。

3　政令附則第三十九条第一項第二号に規定する構築物で総務省令で定めるものは、同号に規定する構築物（以下この項において「構築物」という。）のうち、次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる構築物が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一　商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二　当該構築物の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する構築物を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該構築物が新たに取得された日の十四年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

三　当該構築物について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該構築物の製造業者が製造した当該構築物と同一の種別に属する構築物の型式区分に限る。）に属する構築物と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

4　政令附則第三十九条第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法附則第六十二条に規定する中小事業者等が取得をする同条に規定する家屋及び構築物が同条に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し

二　法附則第六十二条に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

（新型コロナウイルス感染症等に係る特定書面等地方税関係申告等）

［新設］

第三十一条　法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、第二十四条の三十九第一項の規定にかかわらず、同項に規定するもののほか、次に掲げるもののうち、地方税関係法令（法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。）の規定により書面等（同項に規定する書面等をいう。）により行うことその他の方法が規定されているものとする。

一　法第十五条の六の二第一項の規定による申請書及び添付すべき書類の提出

二　法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第八項の規定による申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出

三　法附則第五十九条第二項の規定による申請書及び添付すべき書類の提出

四　法附則第五十九条第三項において準用する法第十五条の二第八項の規定による申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第四十四号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和二年政令第百六十号）の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則を次のように定める。

令和二年四月三十日

財務大臣　麻生　太郎